

- ※ 本公募は、平成25年度予算政府案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて事業実施内容等の変更があり得ることに御留意ください。

## 都市農村共生・対流総合対策交付金公募要領

(集落連携推進対策、人材活用対策、施設等整備対策)

### 1 はじめに

農山漁村においては、人口の減少・高齢化や社会インフラの老朽化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷する一方、消費者・都市住民においては、付加価値の高い観光、教育、健康づくり等に対するニーズが増大するとともに、東日本大震災を契機に、地域の絆を重視する傾向が生じています。

このため、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用しながら、都市と農山漁村の共生・対流を強力に推進し、農山漁村における所得や雇用の増大により地域活性化と地域コミュニティの再生を図っていくことが重要となっています。

都市農村共生・対流総合対策交付金（以下「本交付金」という。）は、このような状況を踏まえ、複数の集落が市町村、NPO等多様な主体と連携して形成する集落連合体に対し、関係省庁連携の下、地域の特性に応じて、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動を総合的に支援することにより、都市と農山漁村の共生・対流の推進を図ることを目的とするものです。

なお、本交付金は、都市と農山漁村の共生・対流を推進する集落連合体を中心とした取組に対して交付金を国が直接交付し、支援します。

この支援の応募方法、本交付金の交付の対象者となる団体等については、この要領を御覧ください。

なお、本交付金の交付を希望する場合には、本公募要領のほか、都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱（平成25年〇月〇日付け〇農振第〇〇号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び都市農村共生・対流総合対策金実施要領（平成25年〇月〇日付け〇農振第〇〇号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）を必ずお読みいただき、必要な提出書類を以下の公募期間内に御提出願います。

公募期間：平成25年3月25日（月）から平成25年5月8日（水）まで

### 2 事業内容等

次に掲げる（1）から（3）までの各事業内容に係る活動を支援します。

ただし、(2)の事業にあつては、(1)の事業の実施期間中に事業を開始し、かつ、(1)の事業の開始年度から起算して3年以内に完了するものとします。(3)の事業にあつては、原則として、(3)の事業実施の全期間にわたり、(1)の事業の実施期間と併せて実施するものとします。

- (1) 集落連携推進対策
- (2) 人材活用対策
- (3) 施設等整備対策

なお、各事業内容における実施期間については、原則として、次に掲げる期間を上限とします。

- (1) 集落連携推進対策 2年間
- (2) 人材活用対策 3年間
- (3) 施設等整備対策 2年間

### 3 応募方法

応募は4の本交付金の交付の対象となる団体が、次の(1)の提案書を提出することにより行ってください。

#### (1) 応募に必要な書類

- ① 都市農村共生・対流総合対策交付金事業実施提案書(以下「提案書」という。)
  - ※ 農林水産省ホームページ (<http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/index.html>) からダウンロードし、様式に従って作成してください。
  - なお、2の(1)、(2)及び(3)のうち複数以上の事業を提案する場合は、同一の提案書にて提出してください。
- ② 申請者の組織、活動内容等を示す次に掲げる資料(①の提案書に添付)
  - ア 会計規程など協定の内容を示す文書
  - イ 申請団体の直近の総会等の資料及び予算・決算資料
  - ウ 協定に参加する者の活動内容の概要が分かる資料
  - エ 連携する団体についての概要が分かる資料
  - オ 採択された場合の集落連合体(以下「集落連合体」という。)の規約等として、4の(4)の協定の内容を示す文書等(応募時は案でも可。なお、農業法人、NPO、農地・水・環境保全向上対策に取り組む組織が事業主体の場合は、それぞれの組織規約。)
  - カ 集落連合体に参加する者の活動内容の概要が分かる資料
  - キ 集落連合体が連携する予定の団体についての概要が分かる資料
  - ク 提案された事業内容を主導するリーダー及び運営責任者(プロジェクトマネージャー)のこれまでの取組実績、提案された事業の実施に必要なノウハウ、マネジメント能力等を判断するために必要な資料
  - ケ 別紙1の「(4)集出荷などを通じた内外への連携」及び「(6)市民と連

携した農業被害の防止を申請する団体」については、小規模・高齢化集落であること等、必要な条件に適合することが分かる資料

コ 本交付金による事業と連携して実施する関係省庁、都道府県又は市町村の事業との連携の内容が分かる資料（連携の時期、内容等が具体的に分かる資料。）

サ 提案に係る取組が、地域再生法第5条第1項に基づく地域再生計画と関連する場合には、当該地域再生計画

※ 地域再生計画は、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地方公共団体が作成し、内閣総理大臣が認定するものです。

詳しくは下記のホームページを御覧ください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/index.html>

シ 提案に係る取組が「定住自立圏構想推進要綱について」（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に基づく定住自立圏形成協定又は定住自立圏形成方針に関連する場合は、当該協定又は方針

※ 定住自立圏形成協定は、人口の定住のために必要な諸機能の確保に向けて、中心市と周辺市町村が1対1で、「生活機能の強化」等の観点から連携する取組について、関係市町村議会の議決を経て定める協定です。

詳しくは下記のホームページを御覧ください。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/teizyu/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/teizyu/index.html)

ス 施設等整備対策については、8の（2）の3）の事項に関する次に掲げる資料

- ・費用対効果分析表
- ・施設の運用方針等
- ・管理主体又は予定管理者
- ・個人所有の施設の場合には、所有権を有することが分かる資料
- ・整備予定地の現況写真、計画地区位置図、計画施設平面図等の図面
- ・施設等の規模決定根拠資料、事業費の算出決定根拠資料
- ・償還計画書等資金調達関係資料、施設等の収支見通し
- ・施設整備等に係る用地関係資料 等

なお、本交付金の申請者及び申請団体に参加している構成員又は申請団体に参加する見込みの構成員が、提案書の提出から過去3年以内に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）（以下「補助金適正化法」という。）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消があつた補助事業等において、当該取消の原因となる行為を行った補助事業者又は間接補助事業者等については、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査においてその事実を考慮するものとします。

## (2) 提案書等の提出方法等

### ① 提出方法

9に定めるお問い合わせ先に御持参又は御郵送願います。

なお、提出された書類については、機密保持に努め、審査以外には使用しません。

### ② 提出期限

平成25年5月8日(水)17時

(郵送の場合は平成25年5月8日(水)(消印有効))

### ③ 提出に当たっての留意事項

ア 提案書等に虚偽の記載、不備等がある場合には審査対象となりませんので、注意して作成願います。

イ 提出する提案書等は、1団体につき1点に限ります。

ウ 提出部数は1部です。

なお、提案書等に要する一切の費用は応募者の負担とし、提案書等の返却は行いません。

エ 関連する行政機関との連携を強化し、交付金の効果を高めるため、提出いただいた提案書等について、事業予定地を管轄する都道府県や関係省庁に開示することがあります。都道府県や関係省庁への提案書の開示を希望しない場合には、その旨を提案書の開示意向確認欄へ記入願います。

## 4 本交付金の交付の対象となる団体

本交付金の交付の対象となる団体は、以下の(1)及び(2)のとおりであり、(1)の①の団体にあつては、(4)の協定を定めた団体又は定める見込みの団体です。

ただし、当該団体のうち協定を定める見込みのものが応募を行ったときは、8の(4)の共生・対流促進計画の承認の申請時までには協定を定める必要がありますので御留意ください。

### (1) 集落連携推進対策(2の(1))及び人材活用対策(2の(2))

#### ① 実施要領第4の協定を定めた団体

② 農業法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)の農事組合法人又は3者以上の農林漁業者が構成員又は資本金につき地方公共団体に係るものを除き原則としてその過半を占め又は出資若しくは拠出している法人(3者以上の農林漁業者が構成員又は資本金につき地方公共団体に係るものを含む全体の3分の1以上を占めるものに限る。)をいう。以下同じ。)であり、かつ、集落等地域の多様な主体と連携する法人

③ 特定非営利活動法人かつ集落等地域の多様な主体と連携する法人

④ 農地・水・環境保全向上対策に取り組む活動組織

## (2) 施設等整備対策

施設等整備対策の事業実施主体は、(1)の事業を実施する団体又は法人のうち、以下を対象とします。

- ① 農村振興局長が定めた協定を定めた団体
- ② 農業法人であり、かつ集落等地域の多様な主体と連携する法人
- ③ 農村振興局長が別に定める協定を定めた団体の構成員のうち次に掲げる団体又は法人
  - ・市町村
  - ・農業協同組合
  - ・農業協同組合連合会
  - ・森林組合
  - ・森林組合連合会
  - ・生産森林組合
  - ・漁業協同組合
  - ・漁業協同組合連合会
  - ・漁業生産組合
  - ・生活協同組合
  - ・生活協同連合会
  - ・都道府県農業会議
  - ・農業委員会
  - ・農事組合法人
  - ・農業生産法人
  - ・特例子会社
  - ・社会福祉法人
  - ・特定非営利活動法人
  - ・一般社団法人又は一般財団法人
  - ・公益社団法人又は公益財団法人
  - ・特例社団法人又は特例財団法人
  - ・土地改良区
  - ・土地改良事業団体連合会
  - ・地方公共団体が出資する団体
  - ・商工会
  - ・商工会連合会
  - ・商工会議所
  - ・商工会議所連合会
  - ・観光協会
  - ・旅行業者の組織する団体
  - ・地域住民の組織する団体
  - ・民間企業

(3) 食と地域の交流促進対策交付金（集落活性化対策）の実施地区について

- ① 平成25年度継続地区においては、本交付金の応募はできません。
- ② 平成24年度完了地区においては、平成25年度を目標年度として定めた目標を達成していれば、本交付金の応募はできます。

この場合、目標が達成されていることが証明できる資料を添付してください。

(4) 協定の内容について

- ① 目的
- ② 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲
- ③ 意思決定方法
- ④ 解散した場合の地位承継者
- ⑤ 事務処理及び会計処理の方法
- ⑥ 事務監査及び会計監査の方法
- ⑦ ①から⑥までに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項

## 5 交付金の額

(1) 集落連携推進対策

1 事業実施主体当たり、800万円を上限とします。

ただし、実施要綱別表の交付率及び助成額の(2)のただし書の場合（「集出荷等を通じた地域内外の連携」及び「市民と連携した農家被害の防止」の取組を小規模・高齢化集落で行う場合又は東日本大震災に対応するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域に事務所が所在し、かつ、当該地域において事業を実施する場合（被災により一時的に事務所を移転している場合を含む。）は、900万円を上限とします。

なお、具体的な交付金の対象となる経費は別紙2を参照してください。

(2) 人材活用対策

1 事業実施主体当たり250万円を上限とします。

なお、具体的な交付金の対象となる経費については別紙2を参照してください。

(3) 施設整備等対策

交付率は、2分の1（沖縄県は3分の2、奄美郡島は10分の6）以内とします。

ただし、施設によっては、交付率及び助成額が異なるので、実施要綱別表の交付率及び助成額の欄を参照してください。

なお、具体的な交付金の対象となる経費は別紙3から6までを参照してください。

なお、交付金額は予算額の範囲内で調整を行うほか、選定審査の段階で対象経費等を精査し決定するため、提案額より減額されることがあります。

## 6 説明会の開催

本交付金に関する公募に係る説明会を次のとおり開催します。

なお、出席者は申請者又は申請団体について1名程度とします。

また、当該説明会への出席は応募条件ではありません。

区 分	日 時	場 所
北海道	平成25年4月5日（金） 13:30～16:30	北海道札幌市北区北6条西7丁目5-3 北海道自治労会館3F（中ホール）
東北農政局	平成25年3月28日（木） 13:30～15:30	宮城県仙台市青葉区本町3-5-22 宮城県管工事会館（9階大会議室）
関東農政局	平成25年4月5日（金） 13:30～15:30	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 （5階共用大会議室501）
北陸農政局	【石川会場】 平成25年4月10日（水） 13:30～17:00	石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎（1階 大会議室）
	【新潟会場】 平成25年4月11日（木） 13:30～17:00	新潟県新潟市中央区清五郎67番地12 東北電力ビックスワンスタジアム （1階 大会運営室4A）
東海農政局	平成25年3月28日（木） 13:30～15:30	名古屋市中区三の丸1-2-2 名古屋農林総合庁舎1号館 （1階 第一・二会議室）
近畿農政局	平成25年4月9日（火） 13:30～17:00	京都市上京区東堀川通下長者町下ル ホテル ルビノ京都堀川（会議室 平安）
中国四国農政局	平成25年3月28日（木） 13:30～16:00	岡山県岡山市北区下石井1-4-1 （岡山第2合同庁舎 2階会議室）
九州農政局	平成25年3月28日（木） 13:30～15:30	熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎会議室 （1階 講堂（共用会議室））
内閣府 沖縄総合事務局	平成25年4月10日（水） 14:00～16:00	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 沖縄総合事務局 1階A・B会議室 （那覇第2地方合同庁舎2号館）

## 7 選定審査ヒアリング

提出された提案書を選定審査するに当たり、必要に応じて、提案書の内容につい

て申請者へのヒアリングを行うことがあります。

当該ヒアリングを行う場合は、提案者に事前に御連絡いたします。

## 8 提案書の選定等

### (1) 提案書の選定

提案書の選定については、選定審査委員会を設置し、(2)の審査の観点から提案書の審査を行い、地方農政局長等（本交付金の申請する者の主たる事務所が北海道に所在する場合にあっては農村振興局長、沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、これら以外の地域に所在する場合にあっては地方農政局長。以下同じ。）が選定します。提出された提案書が採択された場合には採択通知を、不採択の場合には不採択通知を提案者宛てに通知しますが、施設等整備対策を併せて行う場合には、国において別途協議が必要なため、当該通知が遅れますので、あらかじめ御了承願います。

また、選定の際に、採択通知を受けた者に対し、(3)の申請に当たり条件を付すことがあります。

なお、採択通知を受けた者の辞退などがあった場合には、これに伴い、不採択通知を受けた者の中から採択する場合があります。その際は、事前に該当する者に御連絡致します。

### (2) 審査の観点

提案書の審査に当たっては、関係省庁、都道府県又は市町村の事業との連携する取組については、優先配慮を行います。

#### 1) 集落連携推進対策

##### ① 各取組の共通の基本項目

##### ア 事業目的の理解度、事業の必要性

- ・ 事業の趣旨・目的を理解しているか、地域の課題やニーズに対応した取組であるか。
- ・ 活力アップに向けた取組や自立発展に向けた取組により、共生・対流につながるものであるか。

##### イ 事業提案書の実現性

- ・ 実現性の高い事業計画であるか。
- ・ 事業目標の設定は妥当であるか。事業効果の高い取組であるか（交流人口、売上げ、雇用等）。
- ・ 事業完了後、自立的・継続的な取組が可能か。

##### ウ 事業実施の手法の妥当性

- ・ 事業提案書が事業目標を達成する手段として妥当か。
- ・ 効率的な事業費の執行が見込まれるか（一過性のイベント経費の執行に偏っていないか等）。
- ・ 若者の視点・アイデア、高齢者の知見・経験の活用等幅広い層の意見が採用されているか。



エ 事業遂行のための実施体制の妥当性

- ・ リーダー及びプロジェクト・マネージャーを含め、事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。
- ・ 目的に沿った集落連携体制であるか。
- ・ 地方公共団体の参画・連携が行われているか。
- ・ 適切な経理処理能力を有しているか。

オ 関連施策との連携

- ・ 関係省庁、関係地方公共団体と連携している又は連携を予定している事業であるか。
- ・ 地域再生法第5条第1項に基づく地域再生計画、定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏形成協定・形成方針と関連があるか。

カ その他

- ・ 企業、大学、NPOによる地域貢献活動など、地域と民間等との新たな交流・協働を促進する取組であるか。
- ・ 新しいアイデアを活用した取組であるか。

②個別事項

別紙1のとおり

2) 人材活用対策

集落連携推進対策とは別に、下記の観点から審査します。

ア 人材の資質（専門家の場合）

- ・ 人材に求める専門性及び能力が明確か。
- ・ 受け入れる人材に対して事業実施主体が求める公的資格又は経験年数等があれば、明確にされているか。

イ 人材に求める成果（専門家及び研修生の場合）

- ・ 人材活用にあたり、事業実施主体が求める成果が明確か。
- ・ 成果達成のために、人材は何に取組むべきかが明確か。

ウ 人材の受入体制（専門家及び研修生の場合）

- ・ 人材の活動管理（健康・安全等を含む。）体制ができているか。

人材活用対策を実施する場合の採択に当たっては、各審査事項の全ての条件を満たすことを必須としており、審査項目を満たしていない場合は、不採択となります。

3) 施設等整備対策

集落連携推進対策とは別に、下記の観点から審査します。。

なお、選考にあたり、次に掲げる事項については、施設ごとに関連する資料を提案書に添付してください。

ア 事業効果の妥当性

- ・ 集落連携推進対策と関連したものになっているか。
- ・ 事業効果は利用計画に基づいた妥当な内容となっているか。
- ・ 費用対効果は1.0以上あるか。

(費用対効果分析の算定は、農山漁村活性化プロジェクト支援対策交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)及び都市農村共生・対流総合対策交付金費用対効果算定に関する留意事項について(案)を参考にして、適正に算定してください。)

イ 適正な施設等の管理

- ・ 事業完了後の施設等の管理が適正に行われる見込みがあるか。

ウ 事業計画の妥当性

- ・ 事業要件との整合性は適正か。
- ・ 施設等の規模は妥当か。
- ・ 事業費の積算は適正か。
- ・ 事業実施期間内に竣工する見込みはあるか。

エ 事業費負担の妥当性

- ・ 事業実施主体の負担について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか(借入れ、起債、制度資金等の活用を含む)。

施設等整備対策を実施する場合には、各施設ごとに各審査事項の全ての条件を満たすことを必須としており、これらを満たしていない施設については不採択となります。

(3) 共生・対流促進計画の承認

提案の採択の通知を受けた者は、採択後、1月以内に共生・対流促進計画を地方農政局長等に申請し、その承認を受けてください。

なお、提案書の採択後、内容や対象経費の精査等のため、ヒアリングを行うことがあります。ヒアリングの日時等については、申請者への事前に御連絡いたします。

9 交付金の支払手続

共生・対流促進計画を承認したときは、本交付金の申請者に対して交付金割当通知を送付し、提案された事業に割り当てる交付金の額をお知らせします。

本交付金の申請者は、割り当てられた額を踏まえ、「都市農村共生・対流総合対策交付金交付要綱」(平成〇年〇月〇日付け〇農振第〇号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)第5に定める交付金交付申請書を作成し、地方農政局長等に提出してください。

その後、地方農政局長等から発出される本交付金の交付決定通知が送付された後に本交付金の対象となる事業を開始することができます(これより前に発生した経

費や年度終了後に発生した経費は、原則として交付金の交付の対象になりません。)

本交付金の支払方法は事業終了後の精算払を原則とします。支払に関する手続は以下のとおりです。

- ・ 本交付金の申請者は、毎年度事業実施年度の翌年度の4月10日又は事業完了の日から起算して1か月を経過した日のいずれか早い期日までに、領収書等の写しを添付して、交付要綱に定める実績報告書を作成し、地方農政局長等に提出してください。
- ・ その後、地方農政局長等により、提出された当該実績報告書と領収書等の写しについて審査し、交付決定額の範囲内で、実際に使用された経費について交付する額を確定し、確定通知の送付により交付金が支払われます。

## 10 お問い合わせ先及び提案書等提出先

お問い合わせについては、以下の連絡先に電話又はFAXをしていただきますようお願いいたします。

提案書等の提出先は原則として以下のとおりです。

### 【応募者の主たる事務所が北海道の場合】

農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL : 03-3502-8111 (内線5451, 5447)

Fax : 03-3595-6340

### 【応募者の主たる事務所が青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県の場合】

農林水産省東北農政局農村計画部農村振興課

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1

TEL : 022-263-1111 (内線4445, 4444)

Fax : 022-715-8217

### 【応募者の主たる事務所が茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県の場合】

農林水産省関東農政局農村計画部農村振興課

〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

TEL : 048-600-0600 (内線3462, 3405)

Fax : 048-740-0082

### 【応募者の主たる事務所が新潟県、富山県、石川県、福井県の場合】

農林水産省北陸農政局農村計画部農村振興課

〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60

TEL : 076-263-2161

(内線3412, 3423, 3419)

Fax : 076-263-0256

### 【応募者の主たる事務所が岐阜県、愛知県、三重県の場合】

農林水産省東海農政局農村計画部農村振興課

〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2

TEL : 052-201-7271 (内線2514、2519)

Fax : 052-220-1681

【応募者の主たる事務所が滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の場合】

農林水産省近畿農政局農村計画部農村振興課

〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町

TEL : 075-451-9161 (内線2415、2422)

Fax : 075-451-3965

【応募者の主たる事務所が鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県の場合】

農林水産省中国四国農政局農村計画部農村振興課

〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1

TEL : 086-224-4511 (内線2514、2525)

Fax : 086-227-6659

【応募者の主たる事務所が福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の場合】

農林水産省九州農政局農村計画部農村振興課

〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2-10-1

TEL : 096-211-9111 (内線4615、4628)

Fax : 096-211-9812

【応募者の主たる事務所が沖縄県の場合】

内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課

〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1

TEL : 098-866-0031 (内線83290、83293)

Fax : 098-860-1179

## 参考

この公募要領で記載しているものの他にも、実施に必要な条件や採択後の手続等、実施要綱・実施要領に定めておりますので、下表を参考にご確認をお願いいたします。

主な関連事項	実施要綱／実施要領
①事業内容等 ・ 提案書作成に係る事業内容、事業実施主体、交付金の採択要件、交付金の額について	実施要綱 別表
②協定の内容 ・ 農村振興局長が定める協定記載内容について	実施要領 第4
③事業実施の手続 ・ 事業の実施に係る内容及び提出手続等について	実施要綱 第5
④事業管理及び評価 ・ 事業実施に係る遂行状況、完了報告、事業実施結果の評価について	実施要綱 第8・第9

2 対象事業 (1)都市農村共生・対流総合対策交付金

区 分	各メニューの内容の詳細	「8 (2) 審査の観点」(個別項目)
<p>1. 集落連携推進対策</p> <p>(1) 子ども農山漁村交流</p>	<p>集落の現状に応じた子どもの農山漁村交流を推進する次に掲げる1)又は2)のいずれかの取組</p> <p>1) 受入地域体制整備</p> <p>新たに農山漁村における小学生・中学生・高校生等子どもの宿泊体験活動や自然体験活動の受入を実施するために行う次の①から⑤までに掲げる取組</p> <p>① 多様な主体と連携した地域内への理解の促進に係る取組</p> <p>② 地域人材の活用・育成等子どもの受入のための体制整備に係る取組</p> <p>③ 教育効果の高いプログラムの開発・実践に係る取組</p> <p>④ 安全管理体制の確立に係る取組</p> <p>⑤ 子どもの受入のための普及・PR活動に係る取組</p> <p>2) 受入地域広域体制整備</p> <p>広域的に小学生・中学生・高校生等の宿泊体験活動や自然体験活動を実施するための上記1)①から⑤までの取組</p>	<p>1)</p> <p>1. 子どもを受け入れ、宿泊体験活動や自然体験活動を行う農林漁家をはじめ、NPO法人や地域の会社等多様な主体を構成員とする体制が整えられていること。</p> <p>2. 協議会において、子どもの一学年規模での受け入れが可能であり、事業実施期間中に具体的な受入活動の実施が見込まれること。</p> <p>3. 子どもの受入のための連絡調整を行う窓口を有し、必要なインストラクター等が十分に確保され、複数の宿泊体験活動や自然体験活動の受け入れが可能であること。</p> <p>4. 学校、専門家、先進地域からの意見を踏まえ、キャリア教育を意識したプログラム等子どもに対して教育効果の高い体験プログラムを開発し、実践する体制が確保されていること。</p> <p>5. 安全管理に係るマニュアルを作成し、受入側の構成員に対する研修を行うとともに、緊急連絡体制の整備や各種賠償責任保険への加入等宿泊体験活動や自然体験活動を実施する上で十分な安全対策が講じられること。</p> <p>2)</p> <p>1)の1.から5.の条件を全て満たし、広域で連携することのメリットを活かし、協議会において、効率的及び計画的に子どもを受け入れるための体制が整えられていること。</p>
<p>(2) 地域資源の活用やボランティアを取り込んだグリーン・ツーリズム</p>	<p>地域資源の活用やボランティアを取り込んだグリーン・ツーリズムを推進する次に掲げる1)又は2)のいずれかの取組</p> <p>1) 山菜料理、古民家等多様な地域資源を活かしたグリーン・ツーリズム等を推進するための次の①から④までに掲げる取組</p> <p>① 都市住民のニーズを把握し、食をはじめとする地域資源の整理・評価する取組</p> <p>② 整理・評価した地域資源の品質を向上する取組</p> <p>③ 都市住民を受け入れるための体制を整備する取組</p> <p>④ 都市住民への情報発信や旅行事業者等にプロモーションを行う取組</p>	<p>1. 地域の特性に応じ、食をはじめとする地域の多様な資源を活用する取組であること。</p> <p>2. 都市住民に対しグリーン・ツーリズムを喚起し、新たな需要を創出する取組であること。</p> <p>3. 地域資源を有機的に結びつけ都市住民が地域を周遊する仕組みも構築する等、都市住民の滞在を促進させる仕組みを構築する取組であること。</p> <p>4. グリーン・ツーリズムを通じた地域の特産物等の販売を拡大する取組であること</p> <p>5. 農林漁家、行政、観光協会、旅行事業者等地域の多様な者が参加し、受入窓口を一体化等する取組であること。</p>

区 分	各メニューの内容の詳細	「8 (2) 審査の観点」(個別項目)
	<p>2) 都市の住民と農山漁村の住民が連携して取り組むボランティア等を取り込んだグリーン・ツーリズム等を推進するための次の①から⑤までに掲げる取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① ボランティア活動に対する都市住民のニーズの把握やターゲットの設定に係る取組</li> <li>② 農山漁村におけるボランティアを必要とする現状の把握や、プログラムの開発・評価に係る取組</li> <li>③ ボランティア受入窓口の一元化等の受入体制の整備に係る取組</li> <li>④ ボランティア活動に付加する農山漁村体験活動プログラムの開発に係る取組</li> <li>⑤ 大学、企業等ボランティアの送り手と受入側の連携体制の構築やボランティアツアーを造成する旅行事業者へのプロモーションに係る取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. ボランティア参加に対する新たな需用を創出し、農山漁村へのボランティア参加者の人数を拡大する取組であること。</li> <li>2. 農林漁家、行政、社会福祉協議会、宿泊事業者など地域の多様な主体が参画し、ボランティア活動に係る一貫した役務を提供できる仕組みを構築する取組であること。</li> <li>3. ボランティア活動に加え、グリーン・ツーリズム等農山漁村を体験できる多様なプログラムなどを提供し、農山漁村に滞在する仕組みを構築する取組であること。</li> <li>4. ボランティアを継続的に受け入れる体制を構築する取組であること。</li> </ul>
<p>(3) 自然・景観を生かした美しいむらづくり</p>	<p>農山漁村の自然や景観を生かした都市住民等と連携する美しいむらづくりのための次の①から⑥までに掲げる取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 都市住民等と連携する多面的機能の活用や美しいむらづくりの推進に必要な組織体制の構築、農村環境や農村景観の活用方策、魅力化のための検討、人材確保・育成、合意形成、意識啓発に係る取組</li> <li>② 農村環境の魅力度を再認識するため又は保全・向上させるための専門家等との連携を図りつつ行う生きもの調査や、農村環境の現状の分析・把握、水田魚道設置などの実践活動に係る取組</li> <li>③ 農村環境を活用した都市農村交流を促進するために行う生きものブランド等を通じた農産物の高付加価値化の検討、エコツーリズムの要素を取り入れた生きもの観察会等の実施に係る取組</li> <li>④ 農村景観の現状の調査把握や歴史的・文化的視点からの分析を通じ、美しい景観を空間全体として整備・再生し魅力ある田園空間を生み出すための取組</li> <li>⑤ 棚田オーナー制度の活用など非農家や都市住民を巻き込んだ農地や農村景観の継続的な保全手法の検討や実践に係る取組</li> <li>⑥ 農村環境・農村景観の活用の推進に係る取組結果の分析・評価及び今後に向けた対応策の検討に係る取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 農林漁業者、地域住民、NPO、大学など多様な主体が参画し、都市住民など地域内外の住民が農業生産活動が形づく自然又は景観に親しみ、農村環境又は農村景観の保全・形成活動を行う又はこれら活動に参加する契機となるような取組であること。</li> <li>2. 上記取組に一体性・継続性が認められること。</li> <li>3. 地域資源や多面的機能を活かした取組であり、自然環境・生活環境・伝統文化等との調和や市町村等が策定する計画、農業生産活動との調和に配慮した総合的な観点からの美しいむらづくりの取組であること。</li> <li>4. 農村景観・農村環境の魅力向上を図る取組であること。</li> <li>5. 農村景観・農村環境の魅力度を積極的に活用・発信しつつ、地域の活性化につなげていこうとする取組であること。</li> </ul>

区 分	各メニューの内容の詳細	「8 (2) 審査の観点」(個別項目)
(4) 集出荷などを通じた内外との連携	<p>集出荷等を通じた地域内外との連携を図る次の①又は②に掲げる取組</p> <p>① 小規模・高齢化集落を含む地域などにおいて、地域資源の活用や高齢農業者や女性の参画による庭先集荷、地域特産品の加工・販売などの地域内外との連携に係る取組</p> <p>② ①の庭先集荷・販売などと合わせた地域内外への食材の供給、配食サービス、見守り、買物支援等に係る取組</p>	<p>1. 農産物の庭先集荷や加工・販売等において、地域の特色ある農産品などの地域資源の活用による売り上げの増加につながる取組となっていること。</p> <p>2. 農産物の庭先集荷や加工・販売や合わせて行う配食サービスや見守りなどの取組を通じて、高齢農業者や女性の生きがいづくり、高齢農業者等への配慮などが工夫された取組となっていること。</p> <p>3. 商店街、交通事業者等の関係事業者等の他業種との連携や販路の拡大等により、持続性の高い取組が見込まれること。</p> <p>4. 庭先集荷や配食サービスなどの取組を通じて、周辺集落等が小規模・高齢化集落を巻き込んで高齢農業者等を支えるなど地域一体となった取組が見込まれること。</p>
(5) 定住・集住等の環境整備	<p>移住・定住・二地域居住、集住等の環境整備を促進する次の①から⑦までに掲げる取組</p> <p>① 移住・定住・二地域居住促進、集住等に必要の情報に関する調査・分析、市町村等が計画している移住・定住・二地域居住促進計画、集住計画等の調査・分析に係る取組</p> <p>② 農山漁村における空き家等の調査、就職情報等、移住・定住・二地域居住・集住等に関する現状調査、集住のための集落、集住対象者、空き家・廃校等既存施設等の現状調査に係る取組</p> <p>③ 地域の就職情報窓口の設置、移住・定住・二地域居住・集住等アドバイザー育成・設置、HP作成などの支援体制の整備・運営、空き家・廃校等を利用した移住・定住・二地域居住・集住等の体制整備に係る取組</p> <p>④ 移住・定住・二地域居住促進イベントの参加、農村ライフセミナーの開催等を通じた都市で生活する定住希望者へのプロモーション活動や、集住中の入居者同士や地域住民との交流機会の創出に係る取組</p> <p>⑤ 新規住民への支援活動や就職・起業促進に係る取組</p> <p>⑥ 企業等と連携した中長期農山漁村滞在プログラム策定のためのワークショップや検討会の開催に係る取組</p> <p>⑦ 集住の間の留守宅の管理、集住施設の集住期間以外の活用に係る取組</p>	<p>1. 地域の資源・実情に応じて、子育て世代、定年世代など定住等を促進させる対象を明確にした取組であること。</p> <p>2. 定住等を促進させる対象に応じて、住だけでなく「職と住」や「福祉と住」など対象者のニーズに応じた取組であること。</p> <p>3. 定住等を行う施設の環境が防災、衛生面について安全に配慮された取組であること。</p> <p>4. 定住促進等の取組がその地域で継続できるよう、買い物施設・学校・病院などの基礎的な生活環境が整備されている地域の取組であること。</p> <p>5. 定住等の取組に関して、地元集落及び関係団体等との合意形成が図られ、また、地域おこし協力隊・集落支援員等の取組地域内で活躍する人材と積極的な連携が図られた取組みであること。</p>



区 分	各メニューの内容の詳細	「8 (2) 審査の観点」(個別項目)
(6) 市民と連携した農業被害の防止	<p>小規模・高齢化集落を含む地域などにおいて、都市住民等と連携して行う鳥獣害防止対策や豪雪対策等に係る取組やそれらを契機に行う交流イベントの開催やジビエ料理の開発等に向けた検討、体制整備等に係る取組</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 都市住民等の多様な主体の参画による農業被害の防止や予防の具体的な取組が計画されていること。</li> <li>2. 農業被害対策の取組を契機とした交流イベントの開催やジビエ料理の開発などの新たな取組が見込まれること。</li> <li>3. 都市住民等の受入体制の整備や他業種との連携等により、持続性の高い取組が見込まれること。</li> <li>4. 小規模・高齢化集落の高齢農業者等の課題やニーズに対応した取組や周辺集落が支える体制となっていること。</li> </ol>
(7) 「食」を活用し観光と連携したグリーン・ツーリズム	<p>直売所や観光農園等豊かな「食」を活用した観光と連携したグリーン・ツーリズム等により都市農村交流を推進するための次の①から④までに掲げる取組</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 長期的な視点に立った観光コンセプトの開発に係る取組</li> <li>② 地域の観光資源の整理・評価に係る取組</li> <li>③ 地域の人材の育成、受入窓口の一元化等の受入体制の整備に係る取組</li> <li>④ グリーン・ツーリズムに係る旅行商品の販売市場の開拓・拡大に係る取組</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 立地条件や交通条件等地域の特性に応じて誘客対象を明確にし、短期滞在・日帰り旅行や、インバウンド等のグリーン・ツーリズムについての多様で新たな需要を創出する取組であること。</li> <li>2. 行政、観光協会、宿泊事業者等、地域の多様な者が参画・連携し、受入窓口や情報発信の一元化、人材の育成、商品の供給体制の構築等受入体制の整備が図られる取組であること。</li> <li>3. 将来、集落連合体の法人化、旅行業法上の資格取得等自立的・継続的な受入体制の構築を目指す取組であること。</li> <li>4. 観光関係者等の視点を導入すること等を通じ、グリーン・ツーリズムに係る特徴的な地域資源を整理し、評価する取組であること。</li> <li>5. 観光関係者等との連携を踏まえた、関係法令の遵守や契約などの実務的な課題を解決する取組であること。</li> <li>6. 観光関係者との連携を踏まえた、商品の品質確保、交通条件の確保等の課題を解決する取組であること。</li> </ol>
(8) 農山漁村における大学・企業等の研修等	<p>農山漁村における大学・企業等の研修や厚生活動、CSR活動等を実施するための次の①から⑤までに掲げる取組</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 多様な主体と連携した地域内への広い理解の促進に係る取組</li> <li>② 地域人材の活用・育成等受入のための体制整備に係る取組</li> <li>③ 研修効果の高いプログラムの開発・実践に係る取組</li> <li>④ 安全管理体制の確立に係る取組</li> <li>⑤ 受入のための普及・PR活動に係る取組</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大学や企業等を受入れ、実践的な職業訓練、研修活動を行う農山漁家、NPO法人、地域の会社等多様な主体を構成員とする体制が整えられていること。</li> <li>2. 協議会において、一定規模での受入が可能であり、事業実施期間中に具体的な受入れ活動の実施が見込まれること。</li> <li>3. 大学、企業等の受入のための連絡調整に係る窓口を有し、必要なインストラクター等が十分に確保され、複数の研修活動の受入れが可能であること。</li> <li>4. 大学、企業、専門家等と協力した意見聴取等を踏まえた、地域資源を活かした実践的な職業研修、厚生活動のための体験プログラムの開発・実践を行う体制が確保されていること。</li> <li>5. 安全管理に関するマニュアルを作成し、受入側の構成員に対する研修を行うとともに、緊急連絡体制の整備や各種賠償責任保険への加入など研修活動を実施する上で十分な安全対策が講じられること。</li> </ol>

区 分	各メニューの内容の詳細	「8 (2) 審査の観点」(個別項目)
(9) 「食」の提供などを通じた学校・企業等との連携	<p>学校、企業等が連携して取り組む農産物の食材提供等「食」を通じた交流を推進するための次の①から③までに掲げる取組</p> <p>① 地域における学校給食・社員食堂等の地域の「食」を通じた活動に関するニーズ調査に係る取組</p> <p>② 多様な主体が参画した継続的及び安定的に交流を生み出す推進方法の検討やその活動の実践に係る取組</p> <p>③ フードコーディネータや「食」に関する地域人材の育成等を通じた推進体制の整備に係る取組</p>	<p>1. 学校給食、社員食堂等への農産物の食材提供など「食」に関する地域資源を十分に活用した連携を通じた交流を生み出す取組であること。</p> <p>2. 農林漁家、NPO法人、地域の会社等多様な主体を構成員とする体制が整えられていること。</p> <p>3. 協議会において、一定規模での受入が可能であり、事業期間中に具体的な活動の実施が見込まれること。</p> <p>4. 安全な取組のための品質管理や衛生管理等を徹底する等十分な安全対策が講じられること。</p> <p>5. 専門家や地域内の先進地域からの意見を聞くこと等を行い、計画的・継続的に交流を推進する取組であること。</p>
(10) ITを活用した消費者とのネットワークづくり	<p>ITを活用した消費者とのネットワーク等を推進するための次の①から④に掲げる取組</p> <p>① ITを活用した地域の「食」に係る資源の整理・評価に係る取組</p> <p>② ITを活用した地域資源の情報発信、農林漁業の生産現場の可視化等による消費者へのプロモーションに係る取組</p> <p>③ 人材の育成等消費者からの情報等を受け入れる体制やニーズに対応するための体制の整備に係る取組</p> <p>④ 住民(消費者)消費者との交流により農林漁業の生産現場や農山漁村に消費者を呼び込む仕組みづくりに係る取組</p>	<p>1. IT技術の活用方法について最適な計画が立てられ、低コストで高い効果が発現する取組となっていること。</p> <p>2. IT分野の専門的な知見を有する外部人材・組織の活用や知見を有する者の育成など持続的・継続的な運用体制を整備する取組となっていること。</p> <p>3. 広域的なネットワークへの接続、多様な者の参画など、人と情報のネットワークの構築に向けて有効な取組となっていること。</p> <p>4. 消費者へのPR方法、PR技術などにおいて情報発信力が高い取組となっていること。</p> <p>5. コンテンツの開発などに当たって、地域が持つ多様な資源の特徴を踏まえた取組となっていること。</p>
(11) 「農」を活用した医療・福祉との連携	<p>医療・社会福祉関係団体等と農山漁村が連携して、障害者・高齢者に対し福祉サービス等を提供するための次の①から④に掲げる取組。</p> <p>① 農山漁村を障害者・高齢者等のリハビリの場として活用する取組</p> <p>② 農山漁村を障害者の就労訓練の場として活用する取組</p> <p>③ 農山漁村を障害者の雇用の場として活用する取組</p> <p>④ 農山漁村を高齢者のいきがい・健康づくりの場として活用する取組</p>	<p>1. 医療・社会福祉関係団体等と連携した継続的な取組であること。</p> <p>2. 医療・社会福祉関係団体等と農山漁村との連携体制が構築された計画であること。</p> <p>3. 体験プログラム等の受入農家のノウハウ習得や、実践活動に係るサポート体制が整備される取組であること。</p> <p>4. 周辺地域において、障害者、高齢者の受入について理解が得られていること。</p> <p>5. 障害者、高齢者にとって、十分なメリットが受けられる取組であること。</p>
(12) 地域提案型活動	<p>(1) から (11) までに該当しない取組であって、地域ぐるみで行う創意工夫にあふれた都市と農村の共生・対流を通じた地域を活性化するための取組</p>	<p>1. 区分(1)～(11)のいずれか又は複数の組合せにより実施することが困難な取組であること。</p> <p>2. 地域の特色を活かした先進的かつ持続的な活動であること。</p> <p>3. 地域ぐるみで行う創意工夫にあふれた都市と農村の共生・対流を通じた地域活性化の取組であること。</p>

## 別紙2

### 都市農村共生・対流総合対策交付金の対象経費

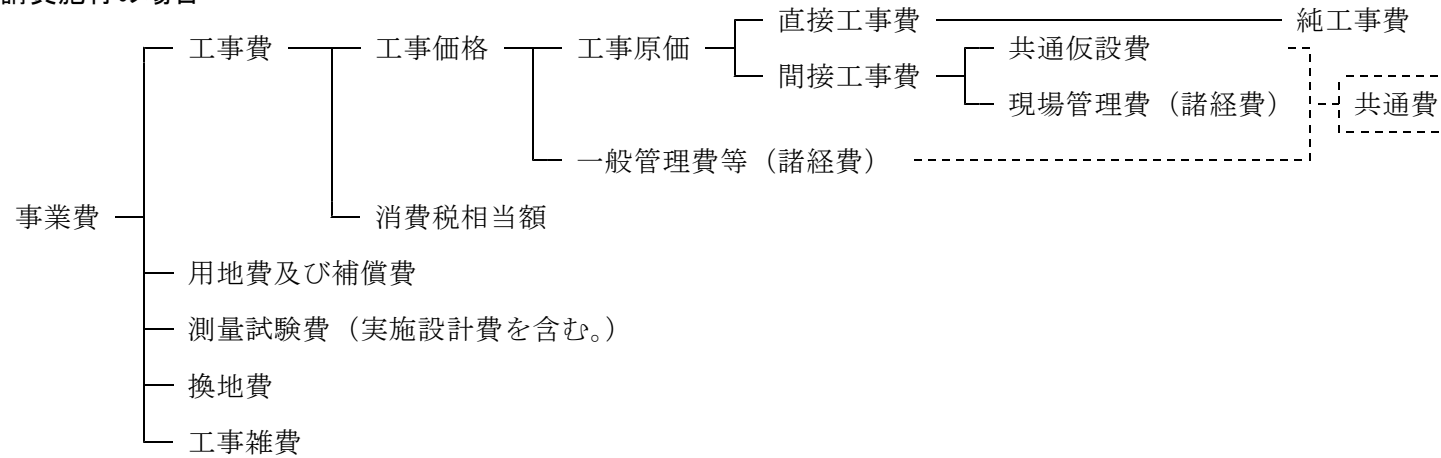
公募する内容の集落連携推進対策及び人材活用対策の対象経費は、次のとおりとする。施設等整備対策にあつては、本事業の実施に要する経費の定額又は2分の1以内等を助成するものとし、別紙3から別紙6までが対象経費となる。

区 分	経 費
1 賃金	臨時に雇用される事務補助員等の賃金
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び日額旅費）
4 需用費	消耗品費、車輛燃料費、食糧費（茶菓子等）、印刷製本費等
5 役務費	通信運搬費、筆耕・翻訳費、広告料等
6 委託料	コンサルタント等の委託料
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具 等の借料及び損料
8 備品購入費	施策の実施に最低限必要な事業用機械器具等の購入費（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数（以下単に「耐用年数」という。）が3年以下のものに限る。）
9 報酬	技術員手当（給料、職員手当（退職手当を除く。））
10 共済費等	共済組合組合負担金、社会保険料、損害保険料等
11 補償費	借地料等
12 資材等購入費	資材購入費、調査試験用資材費等（耐用年数が3年以下のものに限る。）
13 機械賃料	作業機械、機材等賃料経費等
14 研修手当	実践研修に要する経費の手当

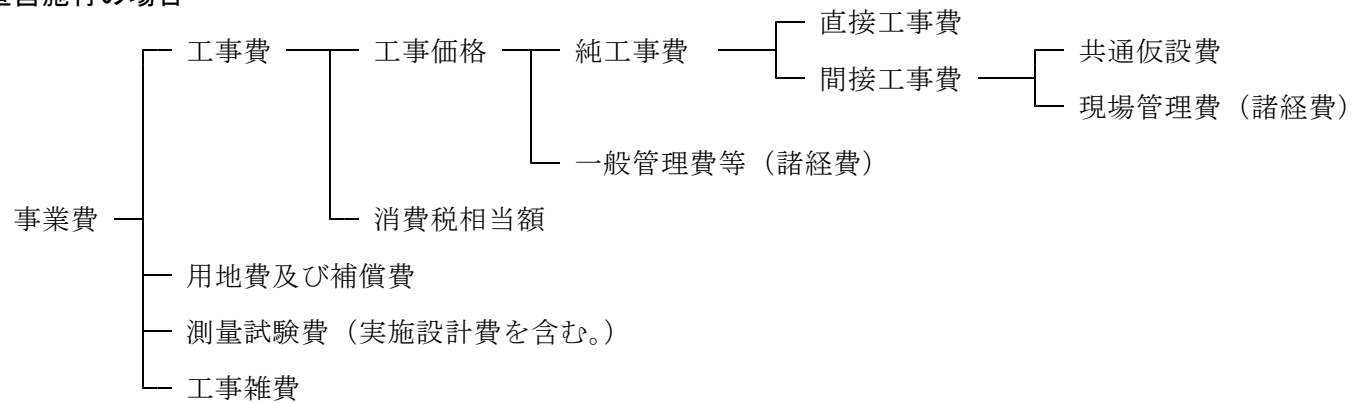
別紙 3

1 基盤整備

ア 請負施行の場合

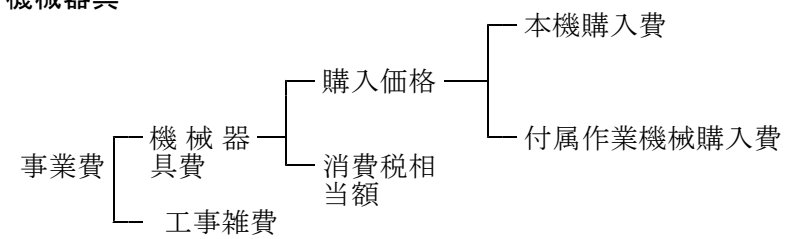


イ 直営施行の場合

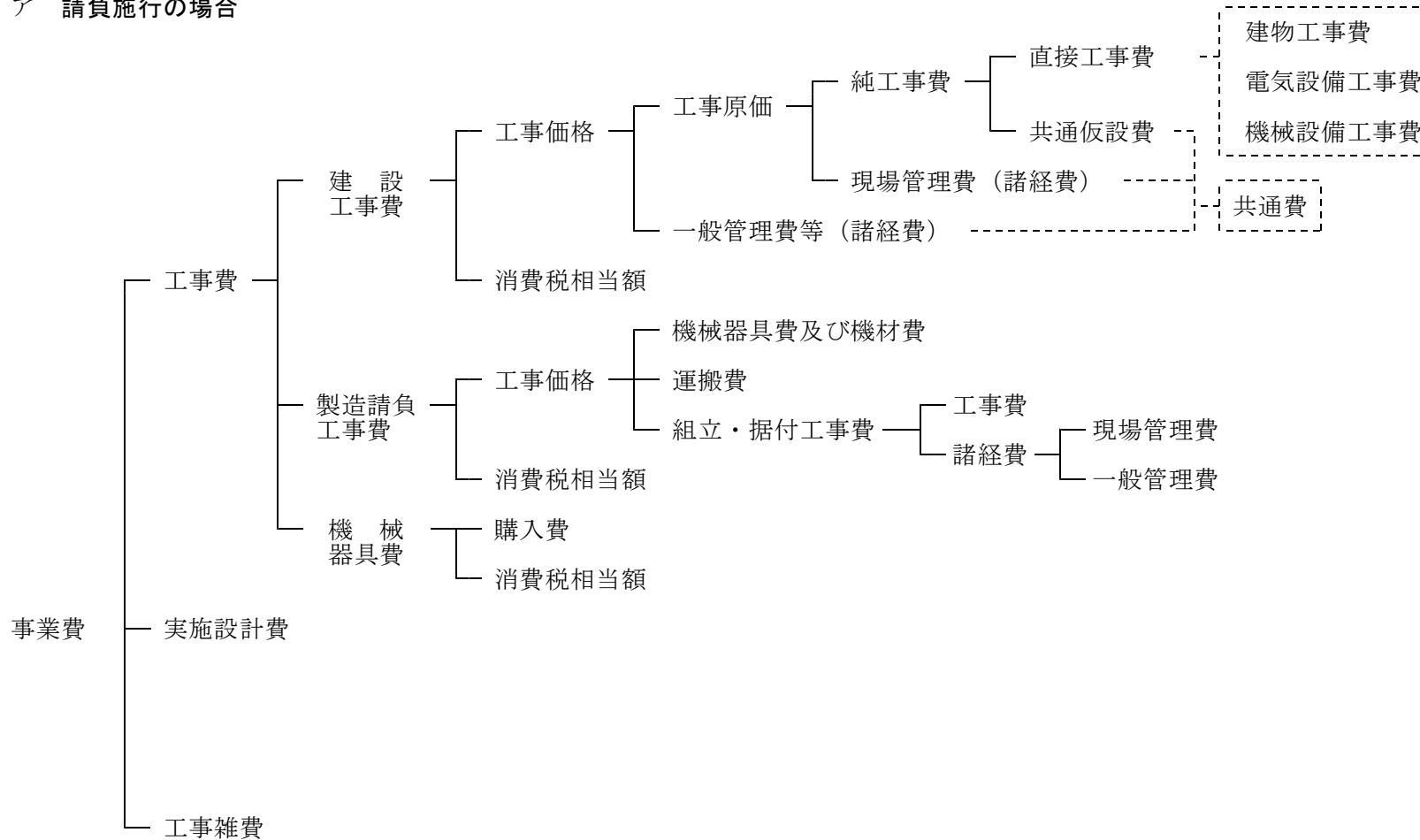


注：この表は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」及び「草地開発整備事業等事業費積算要領」に準拠したものである。

## 2 機械器具

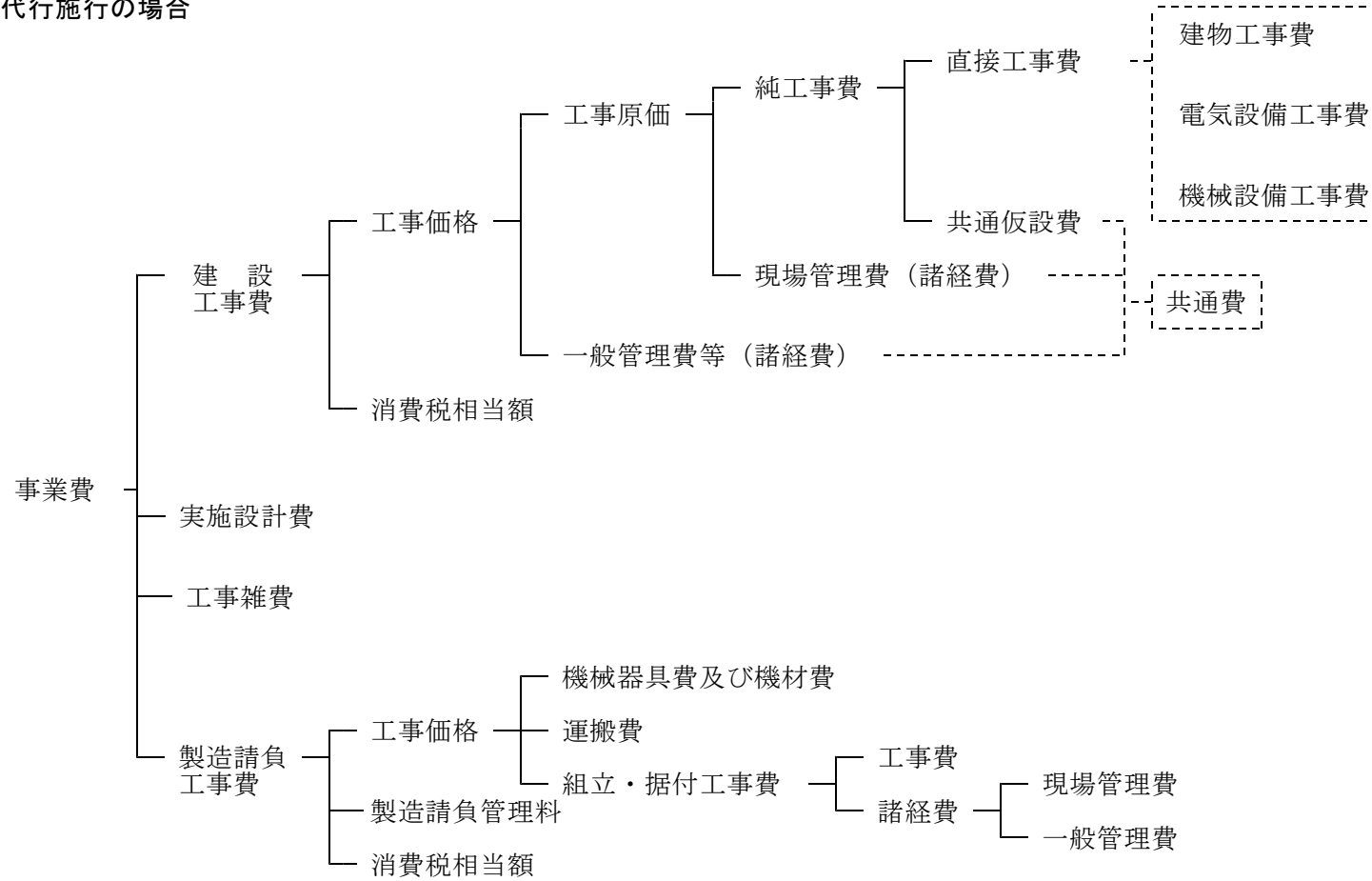


3 建設工事及び製造請負工事  
ア 請負施行の場合



注) この表は、「営繕工事積算基準」、「営繕工事共通費積算基準」、「営繕工事共通費積算基準の運用」の制定について(平成13年9月3日付け13経第663号農林水産省大臣官房経理課長通知)に準拠したものである。

イ 代行施行の場合



別紙 4

共通仮設費

区 分	内 容
準 備 費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地その他占有料等に関する費用
仮 設 建 物 費	仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
試 験 調 査 費	地耐力試験、施設の機能試験、材料及び製品試験等に要する費用
整 理 清 掃 費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分、養生等に要する費用
動 力 用 水 光 熱 費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水、光熱等に関する引込負担金等に要する費用
技 術 管 理 費	品質管理、出来高管理及び試験等に要する費用
機 械 器 具 費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安 全 費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員、交通整理員等の安全監理及び安全標識、合図等に要する費用
運 搬 費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
そ の 他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用



別紙5

現場管理費

区 分	内 容
労 務 管 理 費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用、労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等、諸官公署手続費用
保 険 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与、施工図等を外注した場合の設計費等
退 職 金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	現場従業員及び現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福 利 厚 生 費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断、医療等に要する費用
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
原 価 性 経 費 配 賦 額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雑 費	会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する経費、その他上記のいずれの科目にも属さない費用

別紙6

一般管理費

区 分	内 容
役員報酬	取締役及び監査役に要する費用
従業員給与手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却額	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約保証に必要な費用
雑費	社内打合わせの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用